

## 取引制度に関するヒアリング結果及び排出量取引の活用事例

### ■調査の目的

- 温室効果ガスの総量削減に対して、排出量取引及び自らの対策による削減の優先順位、また、排出量取引のあり方や意義について、事業者の認識を把握する。
- 第二計画期間では第一計画期間よりも排出量取引件数の増加が見込まれる中、義務履行に当たって排出量取引の仕方を工夫した事例を発見し、来年度のセミナー等で共有する。

### ■調査期間

平成 28 年 11 月 24 日～12 月 12 日

### ■調査対象

第一計画期間において、排出量取引を行って義務履行した事業者、(取引を行わず) 自らの対策による削減のみで義務履行した事業者、計 12 事業者

### ■調査結果

#### 1 排出量取引と自らの削減対策の優先順位

- 排出量取引よりも自らの削減対策を優先
  - ・省エネ対策には費用がかかるが、エネルギーコストの削減につながる。
  - ・省エネ対策を実施し、削減義務の達成が困難であることが明らかになってからでないと、取引することについて施設内の合意が得られない。
  - ・設備更新を先送りにして、取引で義務履行をしようという事業者は存在しない。設備更新計画のサイクルに従っており、取引価格によって投資時期を変更することはない。
  - ・自らの対策による削減の費用対効果について、CO<sub>2</sub> 1t 当たりの限界削減費用を把握している事業者は今回の調査ではなく、削減コストと見比べながら排出量取引の実施を随時判断していくのは現実的ではない、との意見もあった。

#### 2 排出量取引のあり方、意義についての評価

##### ＜プラスの評価＞

- 超過削減量の売却による収入
- 義務履行費用の抑制効果（クレジット価格が低い場合）
  - ・施設利用者へのサービス低下になるような省エネ対策はできない。省エネよりも性能を重視した機器を選定する必要がある場合などでは、義務履行手段として取引制度は有効

- ・設備投資は高額なので、クレジット価格が安ければ投資合理性として取引を選択することもありうる。
- 複数事業所を所有する場合、事業所間でのクレジット移転により、全体で義務履行が可能

#### ＜マイナスの評価＞

- クレジット価格が低下している場合、取引による義務履行を優先し、自らの対策による削減が進まないおそれ
- クレジット価格の変動リスク
- 取引によって義務履行することの事業所内でのマイナスイメージ

### 3 排出量取引の活用事例

#### （１）第二計画期間不足見込量の先行購入

取引価格が安価なときに、第二計画期間に削減不足と見込む量をあらかじめ購入

#### （２）複数事業所による共同購入

複数の同業事業所で共同して購入量をまとめることにより、クレジット購入価格を交渉

#### （３）投資計画の実行を担保

排出量取引により義務履行の費用を抑制することで、省エネ等の設備投資を計画どおりに実行

#### （４）対外的な環境配慮をアピール

環境貢献PRのため、グリーン電力証書を選択して購入